

徳島県企業局藍場町地下駐車場デジタルサイネージ広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県広告事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき徳島県企業局（以下「県」という。）が所有する徳島県企業局藍場町地下駐車場に設置するデジタルサイネージに広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所等)

第2条 広告を掲載するデジタルサイネージは、別表1のとおりとする。

(広告の掲載時間及び回数等)

第3条 広告の掲載時間は、藍場町地下駐車場の営業時間である午前7時から午後11時までとする。

2 広告の掲載回数及び時間帯は、県が定めるものとし、1日に最低でも50回は掲載するものとする。

(広告の内容)

第4条 広告主及び掲載できる広告の内容等については、要領第3条による。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等については、別表2のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 契約期間は、原則、1年以内とする。なお、掲載は1か月単位とする。

(広告の募集)

第7条 募集は、原則として徳島県ホームページに要綱等を掲載することにより公募するものとする。なお、掲載できる広告主は20者までとする。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、徳島県企業局藍場町地下駐車場広告掲載申込書（様式1号）に掲載データを添付したもの（以下「申込書等」という。）を県に提出するものとする。

(広告内容等の審査)

第9条 掲載しようとする広告内容については、県の広告事業審査会（以下「審査会」という。）においてその掲載適否を審査するものとする。

- 2 掲載中の広告内容等を変更する場合も同様とする。
- 3 審査会の設置については、別に定める。

(広告主及び広告内容の決定)

第10条 県は、前条の規定による決定について、広告掲載（不掲載）決定通知書（様式2号）により該当申込者に通知する。

(広告の作成及び掲載等)

- 第11条 広告の作成は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。
- 2 掲載期間は、広告掲載（不掲載）決定通知書（様式2号）により通知した期間とする。
 - 3 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合は、原則として広告主において現状回復するものとする。

(広告掲載料)

- 第12条 広告の掲載料は、別表3のとおりとする。
- 2 前項の掲載料について、公用若しくは公益上必要があると認められる広告を掲載する場合は掲載料を免除することができるものとする。
 - 3 広告主は、前項による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(掲載の取り消し)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告主が、第12条第3項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
 - (2) 申込書等に相違があったとき。
 - (3) デジタルサイネージが故障したとき
 - (4) その他、広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載料の返還)

- 第14条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告の掲載を取り消したときはこの限りではない。
- 2 前項に定める還付額は、月単位とする。ただし、1月未満の端数は、切り捨てる。還付する広告料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責務を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の

責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

設置場所	大きさ
藍場町地下第二駐車場出口横	液晶：50V型ワイド (対角 125.73cm) TFT液晶 最大解像度 3840×2160 表示画面サイズ 横1095.84mm×縦616.41mm 画素ピッチ 水平0.2854mm×垂直0.2854mm

別表 2 (第 5 条関係)

区分	ファイル形式	ファイルサイズほか
静止画	jpg (jpeg)	最大解像度 15360×8640 注 1回の表示時間は15秒とする。 ※プログレッシブ形式のJPEGファイルをサポートしていません。
動画	mp4	(1)動画コーデック H.264 MP/HP@L4 (2)音声コーデック AAC、AC-3、MP3 (3)秒数15秒とする。 ※(1)と(2)の両方が対応する必要があります。 ※1080p 30Hzまでの動画ファイルを再生できます。

※1ファイルで4GBを超えるものは使用しないでください。

別表 3 (第 1 2 条関係)

区分	表示時間	広告掲載料 (消費税及び地方消費税を除く)
静止画	15秒	月額 5,000円
動画	15秒	月額 5,000円